議第102号

三島市体育施設条例の一部を改正する条例案

三島市体育施設条例(平成16年三島市条例第24号)の一部を次のように改正する。 別表第1の1三島市民体育館の利用料金の限度額等(1)施設中

Γ

1,600円	2,140円	3,740円	4,300円	6,440円	7,540円
750円	1,280円	1,830円	2,140円	2,680円	3,220円
10,780円	16,180円	21,570円	26,970円	43,150円	53,930円
4,840円	7,540円	12,380円	15,100円	21,570円	26,970円
2,680円	3,760円	6,440円	7,540円	10,780円	13,980円
37,760円	53,950円	70,130円	86,320円	134,870円	167,250円
630円	750円	850円	1,070円	1,600円	2,140円
300円	420円	530円	630円	850円	1,070円
2,140円	2,680円	3,220円	4,300円	6,460円	8,620円
530円	850円	1,070円	1,280円	2,130円	2,660円
300円	420円	530円	630円	1,050円	1,330円
100円	100円		200円		
50円	50円		100円		

を

Γ

3,900円	5,200円	9,100円	6,600円	11,800円	15,700円
1,950円	2,600円	4,550円	3,300円	5,900円	7,850円
13,080円	19,240円	32,320円	29,270円	48,510円	61,590円
7,140円	10,600円	17,740円	17,400円	28,000円	35,140円
3,570円	5,300円	8,870円	8,700円	14,000円	17,570円
40,060円	57,010円	97,070円	88,620円	145,630円	185,690円
1,330円	1,680円	3,010円	1,770円	3,450円	4,780円
660円	840円	1,500円	880円	1,720円	2,390円
2,500円	3,160円	5,660円	4,660円	7,820円	10,320円
1,430円	2,050円	3,480円	2,180円	4,230円	5,660円
800円	1,080円	1,880円	1,130円	2,210円	3,010円
200円	200円		300円		
100円	100円		200円		

に改め、

同表 1 三島市民体育館の利用料金の限度額等(2)附属設備等中

Γ

テニス用具	1組	150円	300円	支柱及びネット
体操全種目用具	1式	1,600円	3,220円	
つり輪	1組	200円	420円	
鉄棒	1 組	200円	420円	

あん馬	1組	100円	200円	
跳馬	1組	100円	200円	
平行棒	1組	200円	420円	
平均台	1組	100円	200円	
徒手体操板	1組	530円	1,070円	
とび箱	1組	100円	200円	

を

Γ

テニス用具	1組	150円	300円	支柱及びネット
とび箱	1組	100円	200円	

に、

Γ

防球スクリーン	1個	20円	40円	
電光掲示板	1 基	530円	1,070円	
放送器具(大)	1式	530円	1,070円	

を

Γ

防球スクリーン	1個	20円	40円	
放送器具(大)	1式	530円	1,070円	

に改める。

別表第2中

Γ

を

Γ

·	
100円券12枚つづり	1,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日以後の体育施設の利用に係る料金の額について適用し、同日前の体育施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の三島市体育施設条例の規定により発行した回数券については、その券面に表示する額により、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

令和6年11月26日提出

三島市長 豊 岡 武 士